

フィンランドにおける財政再建と社会福祉

— 財政支出削減と税制改革

横山 純 一

はじめに

今日、膨大な財政赤字に苦しんでいる日本に対し、フィンランドの財政は健全性を示している。

本稿では、一九九〇年から今日までのフィンランドの財政再建について、財政支出削減、税制改革と主要税の動向に的をしばって検証するとともに、それと関連づけながら社会福祉の変化について考察したい。

1. フィンランドの総債務残高と対GDP比率

一九九〇年以降、今日までのフィンランドの総債務残高の状況とその対GDP比率をみていくと、つぎの四段階に分けられる(図表1)。

① 一九九一年から一九九三年にかけての深刻な不況(以下、大不況と略す)により経済が大幅

<図表1> フィンランドの一般政府総債務残高

年	総債務残高 (10億ユーロ)	総債務残高の 対GDP比(%)	GDP (10億ユーロ)
1980	3.600	10.823	33.267
1981	4.315	11.477	37.598
1982	5.821	13.760	42.306
1983	7.212	15.308	47.112
1984	7.969	15.124	52.688
1985	9.058	15.803	57.317
1986	10.123	16.416	61.666
1987	11.733	17.622	66.582
1988	12.453	16.514	75.413
1989	12.032	14.275	84.286
1990	12.367	13.839	89.363
1991	18.669	21.900	85.247
1992	32.685	39.361	83.038
1993	45.527	54.226	83.959
1994	49.983	56.532	88.415
1995	53.332	55.518	96.064
1996	55.246	55.723	99.145
1997	56.765	52.854	107.399
1998	55.543	47.619	116.642
1999	55.857	45.664	122.321
2000	57.892	43.793	132.195
2001	59.142	42.460	139.288
2002	59.567	41.468	143.646
2003	64.778	44.511	145.531
2004	67.587	44.387	152.266
2005	65.652	41.703	157.429
2006	65.696	39.632	165.765
2007	63.225	35.158	179.830
2008	63.015	33.943	185.651
2009	74.997	43.472	172.518
2010	86.974	48.394	179.721
2011	93.030	49.127	189.360

(注) 一般政府とは、中央政府(国)、地方政府(地方自治体)、社会保障基金を集計したものである。

(出所) “World Economic Outlook Database October 2012”, 2012

なマイナス成長となった。同期間には財政赤字が拡大して総債務残高が大幅に増大するとともに、総債務残高の対GDP比率が上昇した。

② 一九九四年には経済が回復基調に転じ、以後は、一九九〇年代後半を通じて順調に推移した。これにともない、一九九〇年代後半には総債務残

高が横ばいで推移した。総債務残高の対GDP比率については、一九九七年以降は減少基調で推移している。

③ 二〇〇〇年以降は、経済成長が鈍化した時期もあったが、総債務残高の対GDP比率は一九九〇年代後半よりも低下した。なかでも成長

率が高かった二〇〇六年と二〇〇七年、ならびに二〇〇八年には三〇%台に低下している。総債務残高も、二〇〇五年、二〇〇七年と二〇〇八年には対前年比で減少している。

④ 二〇〇九年にはリーマンショックの影響を受け、経済がマイナス成長に転じた。さらに、ユーロ危機が現出した。二〇〇九年以降は、総債務残高とその対GDP比率が大きく増大した。

2. 一九八〇年代後半の高成長とバブル崩壊による一九九〇年代前半の大不況

(1) 一九八〇年代後半の高成長と一九九〇年代前半（一九九一―一九九三）の大不況

一九八〇年代後半にフィンランドの経済は高成長を遂げたが、一九九一年に大不況に陥った。失業率は一九九〇年の三・二%から一九九三年に一六・三%、一九九四年に一六・六%と急増した。

このような高成長と深刻な不況の要因には、一九八〇年代の金融の自由化と金融市場の規制緩和の実施があげられる。それが銀行の貸し出しプールの招来と海外からの資本流入を促進した。不動産などの資産価格が上昇し、いわゆる「資産効果」が景気上昇を進めた。旺盛な消費と投資により、实体经济が好調となった。しかし、フィンランドの経済の高成長は一九九〇年に終焉を迎えた。バブルの崩壊である。今度はこれまでとはうってかわり、資本の流出、実質金利の上昇、消

費と投資の大幅な落ち込み、資産価格の暴落、不良債権の増加が現出した。さらに、一九八〇年代後半に最大の輸出国であったソビエト連邦の崩壊により、輸出産業は大きな打撃をこうむった。一九八七年にフィンランドの輸出額の一六%を占めていたソ連貿易は、一九九一年には一挙に四%に落ち込んだのである。

(2) 大不況からの回復

フィンランドでは銀行の破綻に対して公的資金が導入されるとともに、一九九一年には通貨（フィンランドマルカ）の切り下げが行われた。そして、フィンランドマルカの減価は輸出の回復につながった。商品の輸出額は一九九七年には二二・八億フィンランドマルカとなり、一九九一年に比べてほぼ二・三倍に増加した。さらに、フィンランド経済の回復は、産業構造の転換をともしながら行われた。つまり、これまでのリーディング産業であった紙・パルプ産業に代わって、電気光学機械産業が大きく伸長したのである。一九九七年には、電気光学機械産業の輸出額は金属加工産業全体の半分を占めるようになり、フィンランドの携帯電話など電信・電話関係の商品への需要の強さが世界的に示されたのである。

以上から、フィンランドで財政赤字からの脱却や総債務残高の引き下げに成功したのは、財政支出削減の効果もあつたけれども、第一にはフィンランドマルカの減価による輸出産業の業績

回復、官民あげての戦略産業の育成と電気光学機械産業を中心にした経済成長が大きかった。財政支出削減による効果は、経済がある程度回復した一九九〇年代後半以降に実を結ぶことになるのである。

3. 一九九〇年代後半から今日までの総債務残高の縮小と財政再建

つぎに、一九九〇年代後半から、今日までのフィンランドの財政再建について検討しよう。財政再建には、財政支出の削減と並んで増税が大きな役割を果たすと思われるが、フィンランドでは財政支出の削減が優先された。

財政支出の削減では、地方自治体への国庫支出金のカットと社会保障支出の抑制が大きかった。歳出合計額（国決算）は一九九一年度の一六七・九億フィンランドマルカから一九九七年度の一八七・三億フィンランドマルカに増加したのに対し、社会保障費は一九九一年度の五一・九億フィンランドマルカから一九九七年度の四五・二億フィンランドマルカに減少した。さらに、国の出先機関の整理統合・廃止や自治体合併などが積極的に行われた。

(1) 国の出先機関の廃止

国の出先機関である県が一二存在していたが、六つに削減された後、二〇〇九年一月三十一日に

は、すべて廃止された。

(2) 地方自治体向けの国庫支出金のカット

地方自治体と自治体連合同向けの国庫支出金は、一九九三年度以降一九九八年度まで継続して削減された。一九九一年度に四二億フィンランドマルクであったものが、一九九七年度にはその約四分の一が削減された。⁽⁸⁾とくに、社会保障関係の国庫支出金の削減が大きかったので、以下、社会保障関係の国庫支出金を的をしぼってみよう。

フィンランドでは一九八二年九月一七日に成立した「社会福祉保健医療計画と国庫支出金に関する法律」(Laki sosiaali-ja terveydenhuollon suunnittelusta ja valtionosuudesta) が一九八四年一月一日に施行された。このときの社会保障関係の国庫支出金は使途が厳しく限定され、支出ベースで自治体に交付された。⁽⁹⁾この国庫支出金は、財政力の弱い自治体への配慮がなされており、しかも、一九八〇年代後半の順調な経済成長と良好な財政に支えられて拡充されたために、ほとんどすべての自治体が高齢者福祉(とくに在宅福祉)や児童福祉、障がい者福祉に力をいれることができた。そして、多数のホームヘルパーが自治体で採用されるとともに、デイサービスセンターや保育所がつぎつぎとつくられていった。ホームヘルパー数は、一九八五年が一万五四八人であったのに対し、一九九一年には一万三三五一人となって六年間で二五%増加し、保育所数も一八二二(一九八五年)

から二三〇五(一九九一年)と、二七%増加したのである。こうして、この時期に「社会福祉のナショナルミニマムが達成され、フィンランドは、名実共に普遍主義を標榜する北歐型福祉国家の一員となったのである」。⁽¹⁰⁾

一九九三年には地方分権的な財政改革が行われ、社会保障関係の国庫支出金は、使途が緩やかな福祉・保健・医療包括補助金に転換した。これにより、自治体の支出の自由裁量権が拡大し、自治体は、福祉・保健・医療であれば、どんな支出にも包括補助金を充てることができるようになった。⁽¹¹⁾

しかし、この改革は、バブル崩壊後の経済の落ち込みと総債務残高の増大のなかで行われたために、包括補助金のスタートと同時にカットが行われた。福祉・保健・医療包括補助金のカットは自治体財政に大きな影響があった。たとえば、筆者が調査した北極圏のソダンキュラ(Sodankylä)自治体に交付された包括補助金は、年齢別構成人口や失業率、地理的条件、財政力などをもとに算定されたが、最終的には約九%カットされた。⁽¹²⁾このようなカットはソダンキュラ自治体だけではなく、この時期に、すべての自治体で行われた。

(3) 福祉施設建設のための国庫支出金の廃止

一九九五年には福祉施設建設のための国庫支出金が廃止された。福祉施設建設のための国庫支出金は一九九三年改革以前から存在し、老人ホーム

などの施設福祉の拡充に貢献した。このことにより、以後、自治体は自主財源や包括補助金、プロジェクト補助金により福祉施設建設を行うこととなった。フィンランドでは、一九九〇年代後半に老人ホーム数がやや減少する一方で、高齢者用サービスつき住宅の建設が増大した。老人ホームは自治体立や自治体連合立が多く、高齢者用サービスつき住宅は民間の建設と運営によるものが多い。このことは、福祉施設建設のための国庫支出金が廃止された影響が出ているといえるだろう。⁽¹³⁾

(4) 自治体間の税収格差に着目した財政調整は水平的財政調整にシフト

一九九三年改革で創設された包括補助金では、財政力の弱い自治体に厚く配分するシステムが充実に実していた。つまり、年齢構成別人口、失業率、地理的条件などをとに金額が計算された後に、財政力因子を用いた計算が行われて最終的な包括補助金の金額が定められた。また、一九九三年改革以前の使途限定の国庫支出金と包括補助金では、前者が支出ベース、後者が計算ベースで自治体に国庫支出金が交付されるという点でシステムが異なっていたが、どちらも財政力の弱い自治体に厚く配分するために財政力が重視されていた。ところが一九九〇年代後半には、包括補助金の配分基準のなかから財政力因子が取り払われてしまった。

ただし、このことにより財政力の弱い自治体へ

の配慮が薄まったわけではない。税収格差是正のための国庫支出金の役割が大きくなり、水平的財政調整が強化され、財政力の豊かな自治体から貧弱な自治体への財政資金の移転が行われたのである。自治体間の財政力格差是正にかかわる国家財政の負担（税収格差是正のための国庫支出金）額は少額である。

(5) 社会保障支出の縮減と福祉民営化の進行

一九九〇年代前半の大不況以後、広く社会保障支出の削減が行われ、これにともなって、福祉の民営化が進行している。福祉の民営化は児童福祉や高齢者福祉など多岐にわたって行われているが、本稿では、高齢者向けの介護サービスの支出を中心にみていこう。

フィンランドの二〇〇五年度の社会保障支出は四二〇億ユーロで、そのうち公的年金を含む高齢者向け支出は一三七億ユーロであった¹⁵⁾。また、高齢者向けの介護サービスの支出は一五億ユーロ（利用料金を含まない）であった（**図表2**）。高齢者向けの介護サービス支出のうち老人ホーム入居者へのケアの支出が最大であるが、一九九〇年代における伸び率は低く、とくに一九九五年から二〇〇〇年にかけてはマイナス四・七%の伸び率になっている。訪問介護も、一九九〇年から一九九五年にかけては六・〇%の伸びにとどまった。高齢者用サービスつき住宅が増加したことにとどまらず、高齢者用サービスつき住宅関連の支出

<図表2> 1990-2005年の高齢者介護サービス支出額と伸び率

金額	(百万ユーロ)				伸び率	(%)		
	1990	1995	2000	2005		1990-1995	1995-2000	2000-2005
高齢者向け施設ケア (老人ホームなど)	522.2	552.6	526.4	633.9		5.8	-4.7	20.4
訪問介護	237.6	251.9	297.2	371.9		6.0	18.0	25.2
近親者介護サービス	36.3	38.4	43.6	61.6		5.7	13.7	41.3
他のサービス (デイケアサービス、高齢者 用サービスつき住宅など)	59.3	111.5	247.2	437.9		88.0	121.7	77.2
合計	855.4	954.3	1114.4	1505.3		11.6	16.8	35.1

(注) 保健医療サービス支出は含まれていない。

(出所) STAKES “Ikäntyneiden Sosiaali- ja terveystalvet 2005”, 2007, p. 86.

<図表3> 高齢者の介護サービス利用状況

65歳以上の利用状況 (人、%)						
年	ホームケア		老人ホーム		長期入院	
	利用者数	割合	利用者数	割合	利用者数	割合
1990			25,659	3.8	11,311	1.7
1995	53,293	7.3	22,546	3.1	12,255	1.7
2001	52,353	6.6	20,092	2.6	12,136	1.5
2005	54,316	6.5	18,898	2.2	11,198	1.3

75歳以上の利用状況 (人、%)						
年	ホームケア		老人ホーム		長期入院	
	利用者数	割合	利用者数	割合	利用者数	割合
1990			22,180	7.8	9,608	3.4
1995	41,294	13.8	19,535	6.5	10,312	3.4
2001	42,231	12.1	17,755	5.1	10,362	3.0
2005	45,037	11.8	16,878	4.3	9,758	2.5

(注) 割合とは65歳以上、75歳以上の各サービス利用者の当該年齢層人口に占める割合である。

(出所) STAKES “Ikäntyneiden Sosiaali- ja terveystalvet 2005”, 2007, p. 34.

が大きく伸びたが、一九九〇年代を通してみれば、高齢者向けの介護サービスの支出全体の伸び率は低かったといえることができる。ただし、二一世紀にはいつてからは、高齢者向けの介護サービスの支出額が再び増加に転じ、二〇〇〇年度から二〇〇五年度にかけての伸び率は三五・一%となった。

さらに、各介護サービスの状況をみることによって削減の実態に迫ろう。**図表3**はホームケアサービス（訪問介護サービスと訪問看護サービス）、老人ホーム、長期入院介護について、六五歳以上の者の利用状況を、一九九〇年、一九九五年、二〇〇一年、二〇〇五年についてみてきたも

のである(ホームケアは一九九〇年を除く)。ホームケアの利用者数は、一九九五年から二〇〇一年にかけてやや減少し、二〇〇一年から二〇〇五年にかけてやや増加しているが、六五歳以上の者の総数に占めるホームケア利用者の割合は一九九五年が七・三%、二〇〇一年が六・六%、二〇〇五年が六・五%と一貫して低下している。老人ホームは、一九九〇年の利用者数が最も多く、以後一九九五年、二〇〇一年、二〇〇五年と減少の一途をたどっている。六五歳以上の者の総数に占める老人ホーム利用者の割合も、一九九〇年が三・八%、一九九五年が三・一%、二〇〇一年が二・六%、二〇〇五年が二・二%と低下しつづけている。長期入院介護は一九九〇年に比べ、一九九五年、二〇〇一年は絶対数で上回っているものの、六五歳以上の者の総数に占める長期入院介護利用者の割合は低下し続けている。このようななか、ホームケアサービスの重点をおいた提供がなされるようになった。六五歳以上の高齢者が受けるホームケアサービスの一月あたり訪問回数は、月一八回、九一六回が減少している反面、月四〇回以上が増大しているのである¹⁶⁾。

さらに、**図表3**でみたように、老人ホームや長期入院介護が減少しているが、これは施設福祉サービスから在宅福祉サービスへの流れがいつも強まったことを示している。それは同時に、福祉民営化(福祉サービスの民間委託)の流れが強まったことを意味している。フィンランドでは、在宅福祉サービス強化の流れは一九八〇年代から

の傾向であったが、一九八〇年代と一九九〇年以降とは性格が異なっている。つまり、一九八〇年代には訪問介護サービスやデイサービスを軸に在宅福祉サービスが進んだが、そのほとんどは自治体直営サービスであった。しかし、近年は、高齢者用サービスつき住宅(二四時間サービスつきを含む)の建設が進み、これにもなつてその利用者が増加している。この高齢者用サービスつき住宅の多くが民間の運営で行われているのである。

このような民間委託の背景にあるのは高齢者のニーズの多様化もあるが、同時に指摘したいのは自治体財政の問題である。つまり、自治体向けの国庫支出金の交付額が抑制されてきたことや、自治体の主要な財源である地方所得税については自治体が自由に税率を決めることができるというものの、税率がすでに相当に高い水準にあり、その引き上げが簡単にはいかない事情があった。このために、自治体が社会福祉や保健医療サービスの提供面の責任主体であることには変わりはないものの、民間(営利、非営利)や自治体連合からサービスを購入して、これを自治体サービスとして幅広く提供するようになったのである。もともと多くの自治体直営で行われてきた老人ホームやホームケアサービスについては、運営主体を変更することはあまり行われてはいないが、一九九〇年代以降に新しいサービスとして発達してきた高齢者用サービスつき住宅については、自治体直営は少なく、民間による運営が圧倒的に多いのである。そして、このような民間委託化の流れは、

高齢者介護サービスに限つてのことではない。一九九〇年代以降、児童福祉サービスや医療サービスなど広範囲に行われているのである。このことにより、民間で働く福祉従事者数は一九九〇年の一万四一八四人から二〇〇四年の四万三四六一人へと大幅に増加したのである¹⁷⁾。

(6) 自治体連合など自治体間連携・協力のいくつかの推進

フィンランドでは、自治体の規模が小さいために特定の事業分野で複数の自治体が集まって自治体連合を形成する方法が広範囲に行われ、サービスの確保と提供、事務事業や財政の効率化が図られてきた歴史がある。大不況以後、いつそうの自治体間協力・連携が行われている。つまり、自治体連合の形成をさらに進めることや、複数の自治体が会社(第三セクター)をつくって株式を持ち、第三セクターから各自治体が社会福祉サービス等を購入する。大きな自治体からその周辺自治体がサービスを購入したり、得がたい人材を自治体間で活用することなどが行われているのである¹⁸⁾。

(7) 自治体合併

近年、自治体合併が進んでいる。二〇一一年一月一日現在の自治体数は三三〇であり、二〇〇六年一月一日現在の自治体数が四三二のため、五年間で約四分の一減少した。ただし、二〇〇八年

一二月三十一日現在において、人口二〇〇〇人未満の自治体が四九、二〇〇〇人以上四〇〇〇人未満の自治体が七九、四〇〇〇人以上六〇〇〇人未満の自治体が五三存在している。自治体合併が進んではいるが、人口六〇〇〇人未満の小規模自治体が全自治体の半数以上を占めているのである。

(8) 国と地方の役割分担・事務事業配分が明確、公共事業の抑制

自治体や自治体連合は高齢者・児童、障がい者（児）などの福祉、医療（一次医療、二次医療、歯科診療など）、教育（義務教育、中等教育、職業教育など）、文化（図書館、生涯学習など）などの事業を展開している。このほかにも、地域計画、上下水道、消防・救急、廃棄物処理、地域集約中暖房、地方道や街路の整備・維持管理、交通（路面電車、バス、生活路線の船など）、雇用・経済振興、環境保護など幅広い事業を行っている。また、年金、大学、警察、国道の維持管理、徴税（地方税を含む）、児童手当などは国の責任となっている。地域開発や雇用など国と自治体の仕事がある領域も存在するが、国と自治体の役割分担や事務事業配分が比較的はつきりしている。

そして、一九九〇年代には公共事業費は抑制された。たとえば、一九九八年度には、多くの国直轄事業や国庫補助事業による建設事業が延期されているのである。

4. 財政再建と税制

(1) 一九九〇年代前半の税制改革

現在のフィンランドの主たる国税は所得税（個人所得税である勤労所得税と資本所得税、法人所得税）と付加価値税、主たる地方税は比例税率の地方所得税（勤労所得税）である。一九九三年に、他の北欧諸国にならって二元的所得税が導入され、これに比例税率の法人所得税を加えたものがフィンランドの所得税になった。一九九三年以前の所得税は、所得の源泉種類に考慮することなく、あらゆる源泉を合算して累進税率を適用するものであったが、二元的所得税は、個人所得を勤労所得（給与や賃金、年金など）と資本所得（利子、配当、株や土地のキャピタルゲイン、賃貸収入など）に分け、前者に累進税率、後者に単一の税率による課税が行われるものである。さらに、一九九四年には、これまでの売上税に代わって付加価値税が導入されたのである。

大不況の後、このような重要な税制改革が行われたが、これは財政再建を目的とする税制改革というよりは、フィンランド経済の急速な国際化とEU加盟問題が密接に関連している。フィンランドは一九九五年一月一日にEUに加盟した。そして一九九九年一月一日にユーロが通貨になったが、三年間の移行期間があったため、フィンランドでは二〇〇二年に、フィンランドマルカに代

わってユーロが現実の通貨になった。このような過程のなかで、すでにスウェーデンなどで実施されていた二元的所得税が導入されるとともに、付加価値税が採用されたのである。

注目すべきは、フィンランドでは、増税策は財政再建の中心的方策になることはなかったことである。「課税に関する国際的な圧力や世界的な租税競争、租税の雇用への影響の観点から、もはや公的部門の財政問題を高い税率を維持することによって解決することは適切なことではない。フィンランドのいくつかの租税は国際基準とEU基準に照らせば大変高い。財政支出の削減こそが公的部門の財政を改善する本質的な方法なのである」という認識を、政策当局がもっていたのである。また、個人所得税の改革が行われなければ、フィンランドから資本逃避が進むおそれも、一部で指摘されていたのである。

(2) 国税―所得税（勤労所得税、資本所得税、法人所得税）、富裕税

フィンランドの勤労所得税の算定方法を、二〇〇五年度のデータを用いてみてみると（図表4）、所得税額は、各課税所得段階の課税所得額の下限額を超過した分の金額に税率を乗じた金額に各段階の基礎税額（固定額）を加えた金額となる。たとえば、一万三五〇〇ユーロの課税所得の納税者の場合は $(13500 - 12000) \times 0.105 + 8 = 165.5$ ユーロとなる。

<図表4> 勤労所得税の税率（2005年度、2012年度）

（ユーロ、％）

2005年度			2012年度		
課税所得	基礎税額 (固定額)	税率	課税所得	基礎税額 (固定額)	税率
12,000 — 15,400	8	10.5	16,100 — 23,900	8	6.5
15,400 — 20,500	365	15.0	23,900 — 39,100	515	17.5
20,500 — 32,100	1,130	20.5	39,100 — 70,300	3,175	21.5
32,100 — 56,900	3,508	26.5	70,300 —	9,883	29.75
56,900 —	10,080	33.5			

（出所） Ministry of Finance “Taxation in Finland 2005”, 2005, p. 17, p. 159, Valtiovarainministeriö “Vuodenvaihteen muutoksia VM”, 2011.

<図表5> フィンランドの勤労所得税率の推移

（フィンランドマルカ/ユーロ、％）

年度	課税所得	税率	年度	課税所得	税率
2000	47,600 — 63,600	5.0	2006	12,200 — 17,000	9.0
	63,600 — 81,000	15.0		17,000 — 20,000	14.0
	81,000 — 113,000	19.0		20,000 — 32,800	19.5
	113,000 — 178,000	25.0		32,800 — 58,200	25.0
	178,000 — 315,000	31.0		58,200 —	32.5
315,000 —	37.5	2007	12,400 — 20,400	9.0	
2001	66,000 — 85,000		14.0	20,400 — 33,400	19.5
	85,000 — 117,000		18.0	33,400 — 60,800	24.0
	117,000 — 184,000	24.0	60,800 —	32.0	
	184,000 — 325,000	30.0	2008	12,600 — 20,800	8.5
325,000 —	37.0	20,800 — 34,000		19.0	
2002	11,500 — 14,300	13.0		34,000 — 62,000	23.5
	14,300 — 19,700	17.0	62,000 —	31.5	
	19,700 — 30,900	23.0	2009	13,100 — 21,700	7.0
	30,900 — 54,700	29.0		21,700 — 35,300	18.0
54,700 —	36.0	35,300 — 64,500		22.0	
2003	11,600 — 14,400	12.0	64,500 —	30.5	
	14,400 — 20,000	16.0	2010	15,200 — 22,600	6.5
	20,000 — 31,200	22.0		22,600 — 36,800	17.5
	31,200 — 55,200	28.0		36,800 — 66,400	21.5
55,200 —	35.0	66,400 —	30.0		
2004	11,700 — 14,500	11.0	2011	15,600 — 23,200	6.5
	14,500 — 20,200	15.0		23,200 — 37,800	17.5
	20,200 — 31,500	21.0		37,800 — 68,200	21.5
	31,500 — 55,800	27.0		68,200 —	30.0
55,800 —	34.0	2012	図表4参照		
2005	図表4参照				

（注） 2000年度、2001年度の課税所得はフィンランドマルカ、2002年度以降の課税所得はユーロ。

（出所） OECD “Tax Base” の各年版。

<図表6> 課税所得額でみた勤労所得税の納税額の比較（2005年度と2012年度の比較）

（ユーロ）

課税所得	2005年度 納税額	2012年度 納税額
13,500	165.5	0.0
18,000	755.0	131.5
30,000	3,077.5	1,582.5
50,000	8,251.5	5,518.5
70,000	14,468.5	9,818.5
100,000	24,518.5	18,718.75

（出所） 図表4を基に計算して作成。

つぎに、図表5により、勤労所得税の税率構造をみると、まず、課税所得の段階は二〇〇〇年の六段階が二〇〇一年度に五段階になり、さらに二〇〇七年度に四段階になり今日に至っていることが把握できる。さらに各課税所得段階の税率がほぼ一貫して低くなってきている。最高税率は二〇〇〇年度の三七・五％が、二〇〇一年度、二〇〇一年度には三〇・〇％、二〇〇二年度には二九・七五％になっている。最低税率は二〇〇〇

年度の五・〇％が二〇〇一年度に一四・〇％と高くなったが、これは六段階の税率を五段階にして課税最低限を引き上げたためで、以後、低下を続けて二〇〇六年度が九・〇％、二〇〇八年度が八・五％、二〇〇九年度が七・〇％、二〇一一年度が六・五％となっている。さらに、二〇〇五年度と二〇一一年度の勤労所得の課税所得段階ごとの納税額を試算して比較すると（図表6）、各課税所得段階で大幅な負担軽減になっていることが把握できる。個人所得税（勤労所得税）では、近年、納税者の負担軽減の傾向が見出せるのである。OECDは、フィ

ンランドの個人所得税について、二〇〇〇年度と二〇〇九年度とを比較してみると、あらゆる家族パターンにおいて税負担軽減になっていることを指摘しているのである。²⁸ 勤労所得税の納税者数（二〇〇一年度）は一六二万六三二二人である。課税所得が三万ユーロ以上四万ユーロ未満層が最多で六〇万一一二人、つぎが四万ユーロ以上五万ユーロ未満層で三万四三一人である。三万ユーロ以上五万ユーロ未満層で納税者数の約六割を占めている。これらの課税所得層には、一七・五〇％もしくは二一・五〇％の税率が適用されている。個人における投資所得に関する所得税は資本所得税として、上記の所得税とは異なり比例税率で課せられる。税率は、一九九三年度には二五％であったが一九九六年度に二八％となった。そして、二〇〇一年度までは二八％の税率が維持されたが、二〇一二年一月一日から三〇％となった（五万

ユーロを超過する場合は三二%³⁰⁾。

さらに、二〇〇六年度には、多額の財産を有する富裕者層に対して課税されていた富裕税(二〇〇五年度は〇・八%の比例税率)が廃止された³¹⁾。

また、フィンランドには法人税がなく、所得税(法人所得税)として課税がなされる。法人所得税の税率は一九九三年度に二五%であったが、一九九六年度から二八%になった。その後、二〇〇〇年度から二〇〇四年度までは二九%と上昇したが、二〇〇五年度以後は二六%と引き下がった。二〇一二年には二四・五%になった³²⁾。

(3) 国税—付加価値税

フィンランドでは付加価値税の導入以前には、消費課税として売上税が採用されていたが、EU加盟を目前にして、他の多くのヨーロッパの国々と歩調を合わせるように、付加価値税が導入された。導入時の標準税率は二二%で、軽減税率は二種類設けられた。食料品や飼料が一三%、公共料金や書籍、医薬品は八%であった。それ以後、税率アップはなかったが、二〇一〇年七月一日から標準税率が二三%に、軽減税率は一三%が一三%に、八%が九%に引き上げられた。さらに二〇一三年一月一日からは、標準税率が二四%、軽減税率は一四%と一〇%になった³³⁾。フィンランドは、付加価値税率(標準税率)が世界で最も高い部類の国の一つになっているのである。

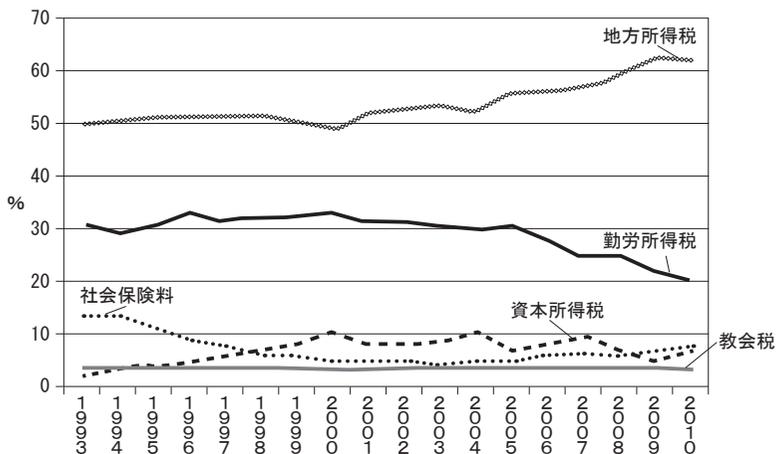
(4) 地方税—地方所得税

地方所得税は地方税の大部分を占め、国税では課税されない課税所得一五〇〇〇ユーロ未満層にも広く課税が行われている。国税の勤労所得税の納税者数は一六二万人なのに対し、地方所得税の納税者数は四〇七万人である。地方所得税は比例税率で自治体が自由に税率を決定できる。二〇〇九年度の平均は一八・五九%(最高は二一・〇%、最低は一六・五%)であった。税率(平均)は徐々に上昇し、一九七〇年度が一四・三八%、一九九〇年度が一六・四七%、一九九五年度が一七・五三%、二〇〇〇年度が一七・六五%、二〇〇五年度が一八・二九%であった³⁴⁾。

(5) 一九九三年度から二〇一〇年度までの個人所得課税の動向

図表7は勤労所得税、資本所得税、地方所得税収入のおのおのがすべての直接税収入(この三税に教会税、社会保険料をふくむ)に占める割合の変化を示している。勤労所得税は一九九六年度から二〇〇五年度まではほぼ横ばいで推移したが、二〇〇五年度以降急速にその割合が低下した。一九九三年度に三二%であったのに対し、二〇一〇年度は実に二〇%に落ちているのである。資本所得税は、この期間中に増減を繰り返したが、一九九三年度と二〇一〇年度とを比較すれば、二・三%から六・七%に上昇している。地方所得税は、二一世紀に入ってから、その割合を高め、一九九三年度の約五〇%が二〇一〇年度には六二%になっている。明らかに、個人所得課税(勤労所得)については、累進性をもった所得税から、比例税率の所得税へのシフトがみられるのである。

<図表7> 直接税収に占める各直接税収の割合(1993-2010年度)



(出所) Statistics Finland "The share of municipal tax in direct taxes has grown", 2012.

むすびをかえて

フィンランドの財政状況は、現在EU加盟国の中でもっとも良好な部類に入る。それは経済が順調に推移してきたことや財政再建を着実に実行してきたためである。財政再建では、財政支出削減が優先され、増税策が財政再建の中心になることはなかった。とくに、社会保障支出の削減が大きかった。税制面では、累進性を持った所得税から、比例税率の所得税（地方所得税）や付加価値税へのシフトがみられる。

フィンランドでは、近年、低所得者層が増大し、貧富の差が拡大してきた⁽³⁸⁾。また、高齢者介護サービス面でも、重度な高齢者へのサービスの重点化が進んだ。高齢者福祉、児童福祉などの福祉分野で民営化が進んだ。さらに、産業構造に大きな変化が生じ、地域間格差が拡大した。今日、電気光学機械産業をはじめ、企業が海外に生産拠点を移す動きも進んでいる。

経済のグローバル化が進むなか、今後の産業と雇用と福祉をどのように展望するのか、地域経済が変化するなかで地域間格差が大きくなっている状況を今後どのように改善するのか、良好な財政状況を維持しながら福祉・保健・医療のサービスの拡充と質の保証をどのように進めるのか。フィンランドの今後の施策展開に注目したい。

【注】

- (1) 本稿は、本誌の主たる読者層である自治体職員向けに、フィンランドの財政支出削減を中心とした財政再建や税制の動向、社会福祉の変化について、できるだけわかりやすさを心がけて書いたものであり、拙稿「フィンランドの財政再建と経済・財政（一九九〇―二〇一）―フィンランドにおける財政支出削減と税制改革、経済の変化と地域格差の拡大を中心に―」（『開発論集』第九一号所収、北海道大学開発研究所、二〇一三年三月）をベースとしている。この拙稿では、本稿であつかえなかったフィンランドの産業構造の変化や地域経済・雇用の動向、地域間格差についても検討している。あわせて参照されたい。
- (2) Triastokeskus "Suomen tilastollinen vuosikirja 2009", 2009, p.421.
- (以下、Vuosikirjaを略す)
- (3) フィンランドの一九八〇年代後半の高成長と一九九〇年代初めの大不況の過程については、つぎの文献を参照した。なお、フィンランドでは会計年度が一月一日から十二月三十一日になっている。
 - ・ Valtiovaraministeriön Kansantalousosasto "Taloudellinen Katsaus 1994", 1994.
 - ・ Valtiovaraministeriön Kansantalousosasto "Valtiotalouden Katsaus Syyskuu 1996", 1996.
 - ・ Ministry of Finance "Economic Survey September 1998", 1998.
 - ・ 寺岡寛「フィンランド―経済再生をめぐる―」（『経済の発展・衰退・再生に関する研究会報告書』所収、財務省財務総合研究所、二〇〇一年六月）。
- ・ 葛見雅之、鳥生毅、寺井寛「経済改革の成果分析に関する一考察と我が国への示唆」（掲載誌同右）
- (4) "Economic Survey September 1998", p.13.
- (5) "Vuosikirja 1998", 1998, p.226.
- (6) "Economic Survey September 1998", p.14.
- (7) "Taloudellinen Katsaus 1994", p.122, "Taloudellinen Katsaus 1996", p.110, "Economic Survey September 1998", p.104.
- (8) "Taloudellinen Katsaus 1994", p.121, "Taloudellinen Katsaus 1996", p.109, "Economic Survey September 1998", p.103, "Vuosikirja 1998", p.297.
- (9) この国庫支出金については以下を参照。
 - ・ 横山純一『高齢者福祉と地方自治体』（同文館出版、二〇〇三年四月）（本書は以下、横山①と略す）第二章
 - ・ Simo Kokko "State Subsidy Reform in the Finnish social Welfare and Health Services", in Dialogi by the National Research and Development Centre for Welfare and Health, 1994.
 - ・ コッコは、中央政府が計画をたて標準を設定するやり方によって、キーとなるサービスの全国均一的な発展を保証した、と述べている。
- (10) National Research and Development Centre for Welfare and Health "Social Welfare and Health Care in Figures in Finland 1985-1992".
- (11) 山田真知子『フィンランド福祉国家の形成―社会サービスと地方分権改革』（木鐸社、二〇〇六年）第五章。
- (12) 包括補助金については、横山①第二章、ならびに、横山純一『地方自治体と高齢者福祉・教育福祉の政策課題―日本とフィンランド』（同文館出

版、二〇一二年三月）（本書は以下、横山②と略す）第六章を参照。

(13) ソダンキユラ自治体資料、ならびに、横山①第二章を参照。

(14) 藪長千乃氏は「この時期の―横山）補助金改革は、保健医療福祉分野における投資的経費に関する補助金ルートを失うことでもあった。自治体は、自前での施設整備が困難になった。これが、民間部門による保健医療福祉サービス供給拡大へとつながっていくことになった」と述べている。藪長千乃「一九九〇年代におけるフィンランド型福祉国家の変容―福祉提供主体の多様化に焦点を当てて」『文京学院大学人間学部研究紀要』第一〇巻所収、二〇〇八年二月）に拠る。

(15) STAKES "Käytännöiden sosiaali-ja terveyspalvelut 2005," 2007, p.84.
（本書は以下、STAKES①と略す）

なお、STAKESとは、国立社会福祉・保健医療研究開発センター（Sosiaali-ja terveysalan tutkimus-ja kehittämiskeskus）の略である。

(16) STAKES① p.41.

(17) STAKES "Sosiaali-ja terveydenhuollon tilastollinen vuosikirja 2007", 2007, pp.154-155.（本書は以下、STAKES②と略す）

あわせて、横山②第五章を参照。

(18) これについては、以下を参照。

・ Ministry of Finance "Project to restructure municipalities and services", 2010.

・ 山田真知子「フィンランドの地方自治体とサービスの構造改革」財団法人自治体国際化協会編『比較

地方自治研究会調査研究報告書（平成二二年度）所収、二〇一一年三月）

(19) Kuntaliitto "Laskelma verotuloihin perustuvasta valtionosuksien tasauksesta vuonna 2011".

(20) "Vuosikirja 2006", 2006, pp.355-365.

あわせて、横山②第六章を参照。

(21) "Vuosikirja 2009", p.73.

あわせて、横山②第六章を参照。

(22) Ministry of Finance "Local Self-Government in Finland-Public Services, Administration and Finance", 2010.

(23) "Economic Survey September 1998", p.48.

(24) 後述するように、フィンランドでは法人税がな
いため、法人所得への課税は所得税（法人所得税）
のなかで行われている。

(25) Joakim Frände "The taxation of capital and earned income in Finland", 2007.

(26) "Economic Survey September 1998", p.12.

(27) 注25の前掲論文を参照。

(28) OECD "Tax policy analysis: Taxing Wages: Country note for Finland", 2012.

(29) Statistics Finland "Statistical database, Taxation of individuals by income subject to state taxation, 2011, taxed by state by municipality", 2012.

(30) Valtovaraministeriö "Vuodenvaihteen muutoksia VM", 2011.

この資料によれば、二〇一一年度の国予算は五二五億ユーロ、財政赤字は七四億ユーロ、二〇一一年度末の国債残高は約九〇億ユーロと見積もられている。なお、資本所得税における控除

のしくみやキャピタルゲインの軽減などについては、本稿では直接あつかっていない。注25の前掲論文を参照のこと。

(31) Ministry of Finance "Taxation in Finland 2005", 2005, p.161.

あわせて、注25の前掲論文を参照のこと。

(32) OECD "Tax base" (各年版)を参照。

(33) フィンランドでの付加価値税の実施は一九九四年七月で、これにともない売上税が廃止された。注31の前掲書を参照。

(34) Finnish Tax Administration "Change in VAT rates as of 1 July 2010", 2010.

(35) Finnish Tax Administration "Changes in VAT on 1 January 2013", 2012.

(36) 注29の前掲書を参照。

(37) Kuntaliitto "About the local tax revenues and finances and the State subsidies reform 2010", 2010.

ならびに、横山②第六章を参照。

(38) 低所得者とは、収入が全国平均の六〇%未満年一四七四一ユーロ未満（一人暮らしの場合）の者をいう。このような低所得者層は、大不況以後増大しており、一九九〇年に三九万人であったのに対し、二〇一〇年には約一・八倍の七〇万人にまでなっている。

Statistics Finland "Income Distribution Statistics", 2012.
ならびに、注1の拙稿を参照。

(39) 注1の拙稿を参照。

へよこやま じゅんいち・北海道大学法学部教授